

京都府後期高齢者医療広域連合告示第6号

京都府後期高齢者医療広域連合予算の要領の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第219条第2項の規定により、令和6年3月31日に専決処分した令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり公表する。

令和6年4月8日

京都府後期高齢者医療広域連合長 上村 崇

令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）

令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の補正は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和6年3月31日専決

京都府後期高齢者医療広域連合長 上村 崇

第1表 繰越明許費補正

(単位 : 千円)

| 款 | 項 | 補正前 | | 補正後 | |
|--------|----------|--------------|---------|--------------|---------|
| | | 事業名 | 金額 | 事業名 | 金額 |
| 2. 総務費 | 1. 総務管理費 | 標準システム機器更改事業 | 610,000 | 標準システム機器更改事業 | 665,298 |